

## 化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：ナカライテスク株式会社 上野 啓治)

化学物質に関する法律で平成19年9月から12月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは、概要のため、すべての内容を網羅しておりません。詳細は、必ず官報、当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

#### (化審法)関係

(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(運用通知)の改正(薬食発第1015001号・平成19.10.05製局第1号・環保企発第071015001号、平成19年10月15日付)

化審法に規定する第一種特定化学物質が副生する事例が複数確認されたことを受け、副生成物として他の化学物質に微量含有される第一種特定化学物質の取扱いに係る考え方を明確にする観点から、運用通知の一部が改正されました。詳細は、下記ホームページをご参照ください。

施行期日：平成19年10月15日

[経済産業省ホームページ：[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/hcb/bat071015.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/hcb/bat071015.html)]

(2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第322号、平成19年10月31日付)

第一種特定化学物質として次の物質が追加されました。

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール

施行期日：平成19年11月10日

[経済産業省ホームページ：[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/bentori/071026-press.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/bentori/071026-press.pdf)]

meti.go.jp/policy/chemical\_management/kasinhou/bentori/071026-press.pdf]

なお、関連して輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の一部が改正され、試験研究用に輸入しようとする者は、経済産業大臣の確認を受けなければなりません。(経済産業省告示第273号、平成19年10月31日付)

施行期日：平成19年11月10日

[経済産業省ホームページ：[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/a8/071031-kokuji.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/a8/071031-kokuji.pdf)]

(3) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の5の規定に基づき、平成19年11月10日下記の物質の第1種監視化学物質の指定が取り消されました。(厚生労働省・経済産業省・環境省告示第4号、平成19年11月12日付)

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール

### 2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)関係

2007年10月15日の初期リスク評価書(完成版)の公開に伴い、総括管理表が更新されました。(平成19年10月26日付)

今回新たに追加・修正された資料がある物質

政令番号12 CAS 75-05-8 アセトニトリル

政令番号44 CAS 110-80-5 エチレングリコールモノエチルエーテル

政令番号45 CAS 109-86-4 エチレングリコールモノメチルエーテル

政令番号61 CAS 105-60-2 ε-カプロラクタム  
詳細は、下記ホームページをご参照下さい。

[独立行政法人 製品評価技術基盤機構ホーム  
ページ：<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtrtmt.html>]

### 3. 麻薬及び向精神薬取締法関係

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(政令第294号、平成19年9月20日付)

次の物質が麻薬に指定されました。

(5R)-4,5-エポキシ-6-メトキシ-17-メチル-6,7,8,14-テトラデヒドロモルヒナン-3-オール(別名オリパビン)及びその塩類

施行期日：平成19年10月20日

### 4. 労働安全衛生法関係

(1) 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適用について(厚生労働省告示第373号・平成19年11月5日付、基発第1107002号・平成19年11月7日付)  
改正後の労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。)が平成20年1月1日から適用されることとなりました。

①有害物ばく露作業報告の対象となる物(告示第1条関係)

平成20年においては、アルファ、アルファージクロロトルエン(含有量0.1パーセント未満は除く)、他43物質について、有害物ばく露作業報告の対象となります。

また、改正前の告示において定められていた2,3-エポキシ-1-プロパノール等10物質については、報告の必要はなくなりました。

②報告の期日等(告示第2条関係)

改正後の告示において定められた44物質についての平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間に係る有害物ばく露作

業報告の期日は、平成20年3月31日です。

[厚生労働省法令等データベースシステム：  
<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/191113-100.pdf>

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/191113-101.pdf>]

(2) 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働省告示第308号、平成19年9月27日付)届出があった新規化学物質(302物質)について、その名称が公表されました。

詳細は、下記ホームページをご参照下さい。

[安全衛生情報センターホームページ：  
<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-21-1-0.htm>]

### 5. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)関係

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第1号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示(経済産業省告示第231号、平成19年9月6日付)

改正の概要

①宿主、ベクター及び挿入DNAの追加

宿主、ベクターについては12組、挿入DNAについては27種類が追加されました。

②挿入DNAの削除

挿入DNAのうち1種類(酵素)について、宿主の危険性を高めるおそれがあることが明らかとなったことから削除されました。

③GILSPリストの整理

④注釈の改正

詳細は、下記ホームページをご参照下さい。

[バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)ホームページ：  
<http://www.bch.biodic.go.jp/download/law/>

domestic\_regulations/GILSP\_list\_meti\_ver\_4.pdf]

## 6. 危険物の規制に関する規則関係

危険物の規制に関する規則第39条の3第1項第1号及び第43号第1項第1号ただし書の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部が改正されました。(総務省告示第532号、平成19年9月21日付)

施行期日：平成19年10月1日

詳細は、官報第4673号(平成19年9月21日)をご参照下さい。

## 7. 食品衛生法関係

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部の改正(食安発第1026001号、平成19年10月26日付)

(1) 省令関係(厚生労働省令第131号、平成19年10月26日付)

食品衛生法施行規則別表第1にブチルアルデヒドが追加されました。

(2) 告示関係(厚生労働省告示第347号、平成19年10月26日付)

ブチルアルデヒドの使用基準及び成分規格が設定されました。

施行・適用期日：平成19年10月26日

詳細は、下記ホームページをご参照ください。

[厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/071026-1.pdf>]

## 8. 水道法関係

水質基準に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第135号、平成19年11月14日付)水質管理目標設定項目であった塩素酸を、「水質基準に関する省令」の基準項目に追加し、その基準値を設定するものです。これにより、水質基準項目は従来の50項目から51項目となりました。

施行期日：平成20年4月1日

[厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/>

[kenkou/suido/kijun/ensotsuika.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/ensotsuika.html)]

水質基準に係る検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第386号、平成19年11月14日)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/dl/ensotsuika-e.pdf>

以上